

新入生保護者様

「高等学校等就学支援金」申請手続について（国の授業料補助）

（令和3年4月～6月分／新高校1年生・新中等4年生対象）

「高等学校等就学支援金」は、所得要件を満たす世帯に授業料が補助される制度です。住民税の切替わる6月に申請をして7月から翌年の6月分までの授業料に充当しますが、今回は**新高校1年生・新中等4年生の方の、令和3年4月～6月分**の3か月分が支給対象となる申請です。令和3年7月以降の支給分については、令和3年度の住民税で審査されます。改めて申請が必要ですので、6月までにご案内します。

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆ **申請をしなければ補助は受けられません！**

1 支給対象者について（所得基準と補助額）

- (1) 保護者等^{※1}が以下の所得基準を満たしていること。
- (2) 令和2年1月1日時点で保護者等^{※1}が海外に赴任していたなど、令和2年度の住民税が課されていない世帯

※1 保護者等…親権者（両親の場合2名分）、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人

判定基準額 = 区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除の額^{※2}

※2 住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じます。

年収の目安	判定基準額(所得基準)	就学支援金 授業料補助(年額・上限)
270万円 未満	生活保護世帯 (令和2年1月1日時点)	396,000円
	令和2年度の 「 <u>県民税・市町村民税の所得割額の合算額</u> 」が 0円(非課税) ^{※3}	
590万円 未満	154,500円 未満	118,800円
910万円 未満	304,200円 未満	
910万円 以上	304,200円 以上	
		支給対象外

※3 住民税が非課税の世帯は、計算式に当てはめる必要はありません。

あくまでも目安です

→ **こちらの基準で判定します**

所得判定基準の算出方法（計算式）が昨年度の申請から複雑になりました。支給対象となるかどうかわからない場合は、申請していただくことを推奨します。今回ご案内している4月から6月の支給対象分を申請せず、後から対象であることが分かった場合でも、さかのぼって申請することはできません。

- ・ 区市町村民税の課税標準額
- ・ 区市町村民税の調整控除の額

については、税額決定通知書や納税通知書では記載がないことがあります。マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）で確認するか、お住まいの区市町村で、上記の項目を表記した課税証明書の発行にて確認することができます。

マイナポータルHP



確定申告の遅れ等により税額が確定していない場合、受給資格の審査が行えません。

受給資格認定申請を提出したうえで、担当者までご連絡をいただき、至急お住まいの区市町村等でお手続きをしてください。

2 申請方法について



オンラインで意向の登録*をしていただきます。

* 申請をする意思が「ある or ない」の登録

用意するもの

- ① スマホ、タブレット、PC等
- ② ログインID 通知書

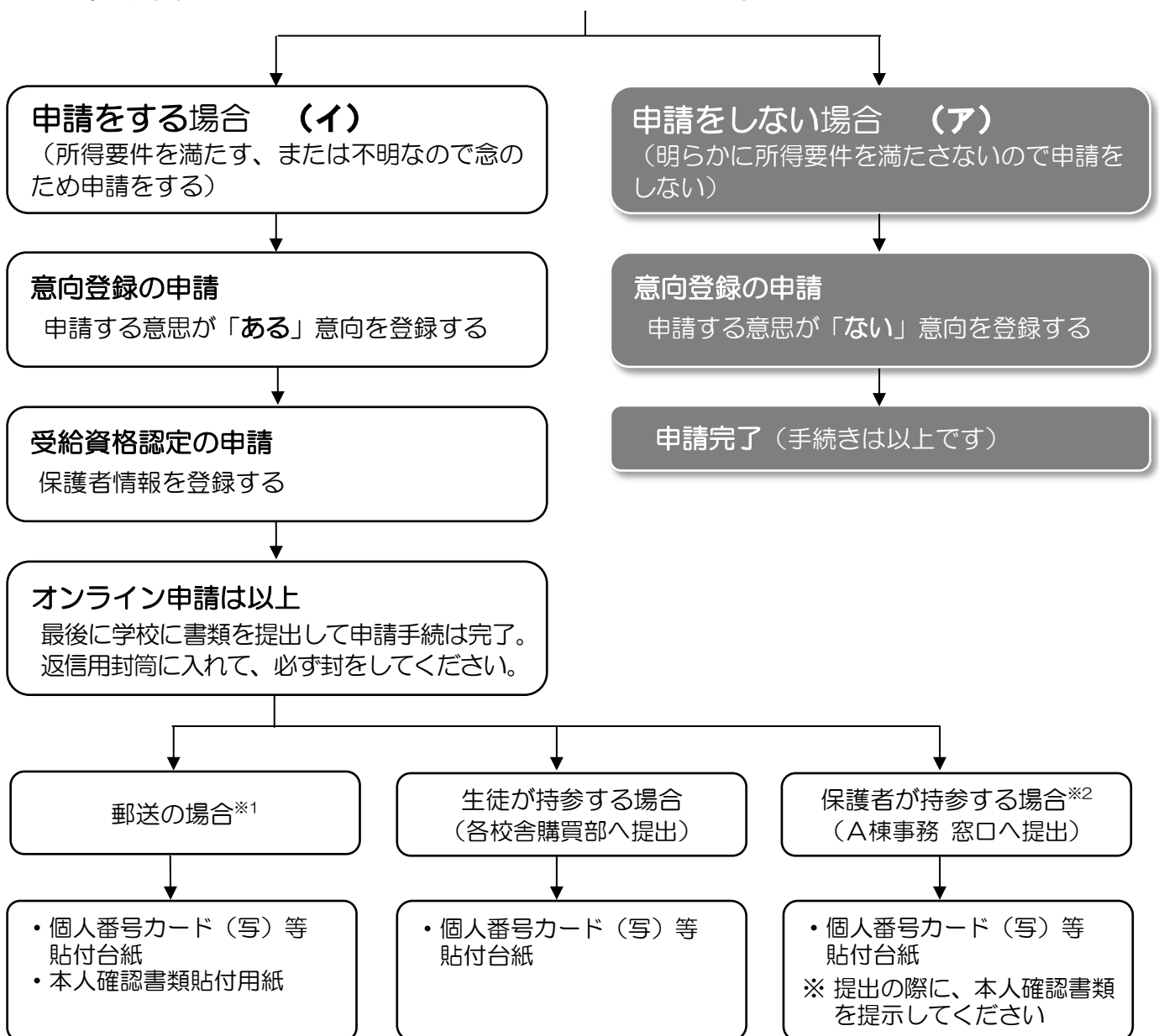
申請者向け利用マニュアルが必要な方は、桐蔭学園のホームページに今回の申請についてのご案内を掲載しますので、そちらからご確認ください。冊子(印刷したもの)が必要な方は事務室(購買部)に取りに来てください。

まずは e-Shien システム (<https://www.e-shien.mext.go.jp/>) にアクセスし、配付された「ログインID通知書」に記載されているログインIDおよびパスワードを入力して、ログインしてください。右上のQRコードからもアクセスできます。(申請者向けマニュアルP.5~6)

★ 詳細の方法は、次ページを確認してください

<基本的な流れ>

まず e-Shien にログインする



※1 郵送にあたっては、特定記録等の追跡ができる方法をご利用ください。

※2 昨今の情勢から、保護者が持参することはなるべくお控えください。

次回の申請は、6月です。6月の申請の際、神奈川県にお住まいの方には神奈川県の学費補助金のご案内もありますので、忘れずに申請してください。

(ア) 申請をしない（明らかに所得要件を満たさない）場合

- 1) **意向登録**（申請者向けマニュアル P.7～8）にて、[確認事項] のすべてにチェックをし、[意向確認] の「(前略)～受給資格認定申請を提出しません。」を選択してください。
 - 2) **入力内容確認** から、表示内容が正しいことを確認し、**本内容で登録する** をクリックし、申請をしない意向の登録は完了です。
- ★ 登録をされなかった場合、確認のため、学校からお電話を差しあげることがあります。

(イ) 申請をする（所得要件を満たす、または不明なので念のため申請をする）場合

- 1) **意向登録**（申請者向けマニュアル P.7～8）にて、[確認事項] のすべてにチェックをし、[意向確認] の「高等学校等就学支援金の支給を受けたい～(中略)～個人番号カードの写し等を提出いたします。」を選択してください。
- 2) **入力内容確認** から、表示内容が正しいことを確認し、**本内容で登録する** をクリックすれば、意向登録は完了です。

次に保護者情報を登録します。**続けて受給資格認定申請を行う >** をクリックしてください。

- 3) 受給資格認定の申請をします。[各種申請] の **認定申請**（申請者向けマニュアル P.9～14）をクリックし、順番に進んでください。
 1. [生徒情報] を登録します。表示された情報が間違っていた場合には、正しい情報を入力してください。必須項目はすべて入力してください。
 2. [学校情報] を登録します。
ほとんどの方は、そのまま保護者情報入力に進んでいただいで大丈夫です。過去に国内の高等学校等に在学していたことがある場合は、学校にお問い合わせください。
 3. [保護者等情報] を登録します。
[◎ 親権者はいます。] にチェックし、各質問に回答していくと、保護者等情報を入力する画面になりますので、必須項目を入力してください。

* 課税地は令和2年(生徒が中学2年生の学齢)1月1日時点で住民登録をしている区市町村です。
ここが異なった場合、県で税額の照会をする際にエラーとなってしまいますのでご注意ください。

 4. すべての保護者等情報を登録したら、**入力内容確認** をクリックし、内容確認をします。
[確認事項] のすべてにチェックを入れ、**本内容で申請する** をクリックしてください。
受付番号が発行されたことを確認し、認定申請の登録(高等学校等就学支援金のオンライン申請)は完了です。

最後に必要な書類を学校に提出します。

4月15日(木)まで に、次の①(必要に応じて②)を提出してください。

- ① 『個人番号カード(写)等貼付台紙』 または 『生活保護受給証明書』
- ② * 郵送の場合 「本人確認書類貼付用紙」
「3.マイナンバー提出時の本人確認書類について」の③を参照

同封の返信用封筒に
入れ、必ず封をして
事務室へ持参または郵送

申請には個人番号カードの写しが必要です。

- ・ 「個人番号カード(写)等貼付台紙」に、個人番号カード(裏面)、通知カードの写し※、マイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。

親権者全員分の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類が必要です。(生徒本人のものは不要)
コピーが薄いなど、判別できない場合には受け付けられないことがあります。

- ・ 生活保護世帯の方は、①の生活保護受給証明書(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)を提出してください。
- ・ 1で(2)に該当する場合、両親ともに海外在住の場合は、e-Shien システムにてオンライン申請をしていただくのみです。

保護者の一方が日本に在住していた等、令和2年度の住民税が課せられている場合には、その保護者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。『**個人番号カード(写)等貼付台紙**』を提出してください。

※ 通知カードは原則として使用できませんが、通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、マイナンバーカードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

3 マイナンバー提出時の本人確認書類について

- ・ 就学支援金の手続きを郵送で行う際には、神奈川県からの指導により、別途本人確認資料を同封していただく必要があります。必要な確認書類は次のとおりです。

① 生徒持参……不要(学校で生徒が在籍していることが確認できているため)

② 保護者持参…マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の提示※

③ 郵送……………マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の写し※

※ マイナンバーカード(写真付き)・運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2つ以上の書類をご用意ください。

郵送の場合は、必ず郵便局の窓口で「特定記録」(追跡が可能な郵便)をご利用のうえお送りください。

4 その他

支給時期・方法

今回の申請で支給対象になった方は、第2期校納金引き落としの際に授業料に充当(授業料から減額されて引き落とし)します。該当する方には決定通知書をお送りいたします。

【重要】令和3年7月以降分の申請については、改めてご案内します

令和3年7月から令和4年6月までの12か月の支給対象分は、判定基準の住民税が令和3年の住民税になります。申請方法等の詳細は6月までに改めてお知らせしますので、必ずご確認ください。

提出場所

- ・ 生徒が持参する場合
A棟購買 または A棟事務
E棟購買(事務)
F棟購買(事務)
- ・ 保護者が持参する場合
A棟(高校校舎)事務

郵送先・問い合わせ先
〒225-8502 横浜市青葉区鉄町1614
桐蔭学園高等学校 A棟事務
就学支援金担当 宛
電話番号 045-971-1411(代)